

都道府県名 秋田県

策定：令和 5 年 3 月 8 日
変更：令和 7 年 3 月 13 日

I 収益性向上対策

1 目的

環太平洋パートナーシップ協定の発効等を踏まえ、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫し、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速化させる。

本県農業については、米偏重から脱却し、収益性の高い複合型生産構造への転換を加速化させるため、
① 農林水産業・農山漁村振興基本計画（新ふるさと秋田農林水産ビジョン） ② 農業振興地域整備基本計画
③ 農業基盤の強化の促進に関する基本計画 ④ 人・農地プラン
⑤ 水田フル活用ビジョン ⑥ 大豆指導指針
⑦ 野菜生産振興対策指針 ⑧ 果樹農業振興計画
⑨ 花き生産振興方針 ⑩ 秋田県 T P P 農業関連対策大綱

と整合させつつ、地域の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内 容
水 稲	複合作物の推進とそれに伴う水稻の効率的な作業を展開するため、地域農業の中核となる経営体への農地集積の促進や、直播栽培等省力・低コスト技術や I C T の導入、機械の効率利用に向けた作期拡大により、生産性と競争力の高い大規模・低コスト稲作を推進する。 また、本県が誇る広大な水田を最大限活用し、主食用米については多様化する需要に応じた米の主産地としての地位を確保するため、消費者や実需者のニーズに対応した多様な商品ラインナップにより売れる米づくりを推進し、転作については新規需要米や加工用米の生産拡大による水田フル活用を推進する。 ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ・ 乾燥調製施設等の整備や高性能農業機械の導入等により、低コストかつ良食味・高品質な米の生産体制を整備 ・ 多収技術・I C T の普及や多収性品種の導入等により、単位面積当たり収穫量の増加と収益性の向上を推進 ・ 有機栽培や特別栽培の拡大、品質区分集荷によるプレミアムな米の商品づくりなど、付加価値の高い米の生産・販売に向けた取組を推進 ○ 生産コスト10%以上の削減 ・ 農業法人など地域農業の中核となる経営体への農地集積を促進 ・ 中心的経営体への機械作業の集約化を推進、直播栽培や複数品種の組合せによる作期拡大と機械の効率利用を推進 ・ 直播栽培等の省力化技術や多収性品種の導入を推進 ・ 乾燥調製施設等の再編合理化を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・ 契約栽培による計画生産と安定販売の推進 ○ 農産物輸出の取組について - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 % 以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ・ 輸出に対応した施設設備・機械の導入等を推進 ○ 労働生産性の10%以上の向上 ・ スマート農業関連技術や高性能機械等の導入により作業能率向上や労働時間低減に向けた取組を推進 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

2 基本方針（続き）

作 物 名	内 容
大 豆	農業法人等を対象に、土地利用集積や作業受委託を進めると同時に、湿害対策の徹底と施肥・播種技術の導入や、土づくりと併せた持続可能な輪作体系の確立を図るとともに、作付体系を考慮した新品種の導入等により、高単収・安定生産に向けた取組を推進する。 ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ・ 大豆生産組織等の再編統合による収益性の高い大豆団地の形成を推進 ・ 大豆乾燥調製施設の再編合理化を推進 ○ 生産コスト10%以上の削減 ・ 集落営農組織や農業法人等への土地利用集積やコントラクターによる作業受委託を推進 ・ 中心的経営体への機械作業の集約化を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・ 契約栽培による計画生産と安定販売の推進 ○ 農産物輸出の取組について - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸向け出荷額の割合 5 %以上又は輸向けの年間出荷量10トン以上 ・ 輸出に対応した施設設備・機械の導入等を推進 ○ 労働生産性の10%以上の向上 ・ スマート農業関連技術や高性能機械等の導入により作業能率向上や労働時間低減に向けた取組を推進 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。
野菜（えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか等）	県が定める野菜の重点品目6品目（えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか）等を中心にして、省力・低コスト化を進める機械化体系の導入や集出荷施設の再編合理化により、生産拡大と販売力の強化を目指す。また、さらなる産出額の増大のため、産地づくりの牽引役となる大規模な園芸団地等の育成を支援する。 また、地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の推進による農産物の加工等を通じた農業の高付加価値化を推進する。 ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・ パイプハウスや養液栽培などの導入により収益性の高い施設野菜産地の形成を推進 ○ 生産コスト10%以上削減 ・ 省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組を推進 ○ 集出荷コスト・加工コスト10%以上削減 ・ 集出荷施設、加工処理施設の新設や再編合理化等を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・ 契約栽培による計画生産と安定販売の推進 ○ 農産物輸出の取組について - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸向け出荷額の割合 5 %以上又は輸向けの年間出荷量10トン以上 ・ 輸出に対応した施設設備・機械の導入等を推進 ○ 労働生産性の10%以上の向上 ・ スマート農業関連技術や高性能機械等の導入により作業能率向上や労働時間低減に向けた取組を推進 ○ 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大または燃油使用料の15%以上の低減 ・ 従来の燃油依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器の導入の推進 なお、計画の目標年度の考え方として、増殖と栽培を同時に行う品目（アスパラガス、にんにく等）については、事業実施年度の5年後までの期間で目標年度を設定できるものとする。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

2 基本方針（続き）

作 物 名	内 容
果樹（りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）	県が定める果樹の重点５品目（りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）について、省力・低コスト化に向けた機械の導入や集出荷施設の再編合理化により、生産拡大と販売額の増加を目指す。 また、地域資源を活用した６次産業化や農商工連携の推進による農産物の加工等を通じた農業の高付加価値化を推進する。 ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ・ 機械の導入による作業の効率化による品質の高い果実生産を推進 ・ 品質向上に向けた生産施設や気象災害を回避する施設の導入により、収益性の高い果実の安定生産を推進 ○ 生産コスト10%以上削減 ・ 省力化機械の導入による作業の省力化・効率化を推進 ○ 集出荷コスト・加工コスト10%以上削減 ・ 集出荷施設、加工処理施設の再編合理化等を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・ 契約栽培による計画生産と安定販売の推進 ○ 農産物輸出の取組について - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合５%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ・ 輸出に対応した施設設備・機械の導入等を推進 ○ 労働生産性の10%以上の向上 ・ スマート農業関連技術や高性能機械等の導入により作業能率向上や労働時間低減に向けた取組を推進 ○ 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大または燃油使用料の15%以上の低減 ・ 従来の燃油依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器の導入の推進 なお、計画の目標年度の考え方として、収穫までに要する期間等の品目特性に応じて（りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）については、事業実施年度の５年後までの期間で目標年度を設定できるものとする。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を１年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「６%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。
花き（キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア）	県が定める重点５品目（キク類、リンドウ、トルコギキョウ、ユリ類、ダリア）について、省力・低コスト化を進める機械体系の導入や集出荷施設の再編合理化により、生産拡大と販売力の強化を目指す。また、さらなる産出額の増大のため、産地づくりの牽引役となる大規模な園芸団地の育成を支援し農業産出額の増大を支援する。 ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ・ 開花調整等による収益性の高い露地花き産地の形成を推進 ・ パイプハウスや養液栽培などの導入により収益性の高い施設花き産地の形成を推進 ○ 生産コスト10%以上削減 ・ 省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組を推進 ○ 集出荷コスト10%以上削減 ・ 集出荷施設の再編合理化を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・ 契約栽培による計画生産と安定販売の推進 ○ 農産物輸出の取組について - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合５%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ・ 輸出に対応した施設設備・機械の導入等を推進 ○ 労働生産性の10%以上の向上 ・ スマート農業関連技術や高性能機械等の導入により作業能率向上や労働時間低減に向けた取組を推進 ○ 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大または燃油使用料の15%以上の低減 ・ 従来の燃油依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器の導入の推進 なお、計画の目標年度の考え方として、増殖と栽培を同時に行う品目（リンドウ）については、事業実施年度の５年後までの期間で目標年度を設定できるものとする。 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を１年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「６%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

2 基本方針 続き

作 物 名	内 容
畑作物（いも類）・地域振興作物（しいたけ、地域特産物、加工業務用農産物）	上記以外で、知事が認めるもの。 ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 ・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地産地の形成を推進 ・ パイプハウスや養液栽培などの導入により収益性の高い施設産地の形成を推進 ○ 生産コスト10%以上削減 ・ 省力化機械の導入により省力化・効率化に向けた取組を推進 ○ 集出荷・加工コスト10%以上削減 ・ 集出荷施設、加工処理施設の再編合理化等を推進 【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較（農業機械、集出荷施設） 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること ・ 契約栽培による計画生産と安定販売の推進 ○ 農産物輸出の取組について - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5 % 以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 ・ 輸出に対応した施設設備・機械の導入等を推進 ○ 労働生産性の10%以上の向上 ・ スマート農業関連技術や高性能機械等の導入により作業能率向上や労働時間低減に向けた取組を推進 ○ 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大または燃油使用料の15%以上の低減 ・ 従来の燃油依存の経営から脱却し、省エネルギー化を図るために必要となる省エネ機器の導入の推進 ただし、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、上記目標の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定することができる。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

（１）本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、地域振興局及び市町村が連携し、推進・指導に当たるものとする。 （２）地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県（県協議会：水田総合利用課、地域協議会：地域振興局）及び市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 なお、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査は、市町村と地域振興局が実施し、審査精度を高める。

4 取組要件

（１）基金事業

① 整備事業

作 物 名	取 組 要 件
水 稻	○ 補助対象施設 - 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付等要綱」という。）の別表２のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。 ○ 取組要件 - 交付等要綱別記２の要件等をクリアする取組を事業対象とする。
大 豆	
野菜（えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか等）	
果樹（りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）	
花き（キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア）	
畑作物（いも類）・地域振興作物（しいたけ、地域特産物、加工業務用農産物）	

（注）整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

作物名	取組要件
水 稲	○ 取組要件 交付等要綱別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 補助対象機械及び資材は、原則として次のとおりとするほか、別紙1に定めるとおりとする。 1 補助対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、作型及び投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。 2 既存機械等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、購入権付リースで使用している機械等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。 3 汎用性の高いトラック、ショベルローダー、バックホー等の車両は補助対象としない。 4 補助対象機械及び資材の事業費については、見積もり合わせなどにより、適正な現地実行価格とする。 5 中古機械を導入する場合にあっては、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械を対象とする。なお、対象となる中古機械は、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。
大 豆	
野菜（えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか等）	
果樹（りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）	
花き（キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア）	
畑作物（いも類）・地域振興作物（しいたけ、地域特産物、加工業務用農産物）	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水 稲	○ 取組要件 交付等要綱別記2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で「生産コスト10%以上の削減」、又は「販売額もしくは所得額10%以上の向上」の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械 補助対象とする機械は農業生産・経営に特化した機械であって、本事業の成果目標の達成に真に必要な機械とする。
大 豆	
野菜（えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか等）	
果樹（りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）	
花き（キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア）	
畑作物（いも類）・地域振興作物（しいたけ、地域特産物、加工業務用農産物）	

（2）整備事業

産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱に基づき実施するものとする。

（3）高収益作物について

高収益作物とは、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作物をいい、野菜、花き、果樹等に該当する品目とする。
ただし、主食用米と比べて面積当たりの収益性が高い作目であることについて知事の承認を得た場合は、高収益作物として取り扱うものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費等の確認については、次により行う。

1 計画申請時

(1) 基金事業（うち整備事業）・整備事業

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程、⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他都道府県知事が必要と認める資料 等

(2) 基金事業（うち生産支援事業）

①申請者の規約、②機械の利用計画、③営農計画書の写し、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、カタログなど

2 請求時

(1) 基金事業（うち整備事業）・整備事業

①出来高設計書、②契約書など

(2) 基金事業（うち生産支援事業）

①機械導入又はリース導入に係る入札関係書類、②発注書、③売買契約書又はリース契約書、④借受書、⑤納品書、⑥領収書（支払い済みの場合）など

6 取組主体助成金の交付方法

取組主体助成金の交付については、別紙4のとおりとする。

1 取組主体助成金（基金事業・整備事業）については、市町村を経由して間接補助金として取組主体に交付する。

2 県協議会が取組主体となる事業については、県から直接補助金として取組主体に交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対して、事業実施前に周知すべき次の重要事項を地域協議会等を通じて取組主体に周知する。

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）
- 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
- 財産の管理等
- 財産処分の制限
- 取組主体事業計画の評価

8 その他

Ⅱ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

全国的な土づくりの展開の趣旨を踏まえ、本県においても堆肥等の施用による土づくり効果の実証を通じて、堆肥等による継続的な土づくりの取組を推進し、農業の生産基盤として不可欠な農地土壌の生産力の維持・増進を図ることを目的とする。

2 基本方針

本県では、水稻・大豆・野菜・果樹・花きで県及び地域の栽培指針に基づき土づくりを実施しているものの、地力の低下に由来する農作物の収量等の低下に係る課題が見られるようになっている。今後、土づくりに資する堆肥等の継続的な施用やペレット堆肥による実証を行うことで、生産基盤を強化し、安定した収量・品質に結びつけ、産地の総販売額や総作付面積の維持又は増加を図っていく。

3 本事業の推進・指導方針・体制

本事業の推進・指導については、土づくりに意欲がある産地を対象に、県及び市町村・ＪＡが連携し、取組主体となる農業者団体等に推進・指導を行うものとする。

なお、関係機関における役割分担については、以下のとおりとする。

県（県の出先機関含む）	：事業対象の選定、堆肥等を用いた土づくりの指導、検討会の開催 等
市町村	：事業実施における調整（作物及びほ場の選定） 等
ＪＡ	：堆肥等を用いた土づくりの指導、土壌及び作物体の分析 等
農業者団体等	：堆肥等の調達・運搬・保管・施用、実証ほの設置・運営、土壌及び作物体の分析 等

4 取組要件

(1) 取組要件

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和４年12月12日付け４農産第3506号農林水産事務次官依命通知）の別記２に掲げられた要件等を満たす取組を対象とする。

(2) 具体的な取組対象

以下、①～⑦に定めるもののほか、別紙２に定めたものを対象とする。

①土づくりの対象とする地域

県内の農地（ただし牧草地は除く。）で土づくりを継続的に行っていないほ場とし、既に堆肥等の施用を継続的に実施しているほ場は対象としないものとする。

②作物の選定方針

県及び地域の営農戦略に基づき持続的な生産が可能な産地を育成するため、県の重点品目及び土づくり重要品目を選定し、事業対象とする。

- ・水稻
- ・大豆
- ・野菜（重点品目：えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか）等、土づくり重要品目（たまねぎ、にんにく）
- ・果樹（重点品目：りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも）
- ・花き（重点品目：キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア）

③活用する堆肥の種類と地域や作物毎の標準的な施用量又は施用量の設定方針

活用する堆肥の種類は、原則、牛由来の排泄物を原料とする堆肥及び牛、豚もしくは馬由来の排泄物を主な原料とする堆肥をペレット状に加工したペレット堆肥とする。ただし、牛由来の排泄物を原料とする堆肥の入手が困難な地域などでは、豚由来の排泄物を原料とする堆肥を対象とすることを可能とする。なお、既に県の施肥基準どおりに実施されている堆肥の施用は対象としないものとする。

※鶏ふん堆肥や鶏ふんを主体としたペレット堆肥は、事業対象外。

標準的な施用量又は施用量の設定方針については、別紙３のとおりとする。

4 取組要件（※前ページの続き）

④堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定方針

堆肥等の実証的な施用による土づくりを行うほ場の選定については、堆肥の施用量の減少などによる地力低下で農作物の収量・品質の低下がみられるほ場であって、土壌分析及び作物体の分析結果等に基づき選定するものとする。なお、選定に当たっては地域及び作物への偏りが生じないように留意するものとする。

⑤取組主体による土づくり効果の確認のための実証前後の土壌等の分析の実施

土づくり効果の確認のため、実証前後に土壌分析を実施し、その結果を県の指示に基づき報告するものとする。なお、分析項目については、地目、土壌の種類・状態、作物によって異なることから、現地の実態に応じて、県が示す土壌診断基準等により土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上を設定する。

⑥その他

施用する堆肥については、特殊肥料として届け出がされていること、完熟したものを利用すること、クロピラリドによる生育障害の防止への対応などに留意するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費等は別紙2のとおりとし、事業計画申請時等の確認については、次により行う。

1 計画申請時

(1)基金事業（うち生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開）

①堆肥等の施用を行うほ場の位置図、②土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、③実証ほ設置に係る算定根拠、④見積もり書、⑤その他都道府県知事が特に必要と認める資料 等

2 請求時

①堆肥等の施用を行ったほ場の位置図、②土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績書、③発注書・借受書、④納品書・分析結果、⑤請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦その他都道府県知事が特に必要と認める資料 等

6 取組主体助成金の交付方法

取組主体助成金の交付方法等については、別紙4のとおりとする。

1 産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策「全国的な土づくりの展開」）に関する取組主体助成金の交付については、原則として市町村を経由して間接補助として支援対象者（取組主体）に交付する。

2 交付単価については別紙3のとおりとし、作物毎の交付単価の上限を設定するものとする。

3 交付額については、堆肥とペレット堆肥のそれぞれの面積に乗じて支払われる都道府県への交付額の範囲内で交付するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体への条件については、堆肥等の実証的な土づくりの取組の実施後において地域で堆肥等の施用による土づくりを継続し、拡大に努めるものとする。

8 その他

別紙 1

収益性向上対策（基金事業のうち生産支援事業）における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
水稻	1 農業機械等の導入及びリース方式による対象機械 水稻直播機、レーザー式均平作業機、栽培管理ビークル、無人ヘリコプター、田植機、コンバイン、トラクター、穀物遠赤外線乾燥機、調製機械・設備、その他稲作経営の効率化・合理化に必要な機械・設備、労働時間の削減・作業の省力化に必要な機械・設備
大豆	1 農業機械等の導入及びリース方式による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント（大豆300A技術等に係わる播種、中耕培土等）、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機等の機械化一貫体系に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、その他大豆の収益力の強化に必要な機械・設備、労働時間の削減・作業の省力化に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃等
野菜 （えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか、等）	1 農業機械等の導入及びリース方式による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（脱莢機、選別機、定量袋詰め機、皮むき機、根葉切り機等）等の機械化一貫体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、かん水設備、保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー、ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備、労働時間の削減・作業の省力化に必要な機械・設備、高温対策に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃
果樹 （りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう）	1 農業機械等の導入及びリース方式による対象機械 トラクター、防除機、管理用機械（乗用を含む）、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備、労働時間の削減・作業の省力化に必要な機械・設備、高温対策に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 雨除けハウス・果樹棚導入の際の資材費、簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃
花き （キク類、トルコギキョウ、リンドウ、ダリア、ユリ類）	1 農業機械等の導入及びリース方式による対象機械 トラクター、トラクターアタッチメント（播種、中耕培土等）、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、収穫機、調製・選別機（結束機、下葉掻き機、選花機、フラワーバインダー等）等の機械化体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、暖房機、かん水設備、電照設備、乾燥機等の周年栽培に必要な機械、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械、熱水等土壌消毒機、養液栽培設備等の単収向上に必要な機械、その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備、労働時間の削減・作業の省力化に必要な機械・設備、高温対策に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃
畑作物（いも類） ・地域振興作物 （しいたけ、地域特産物、加工業務用農産物）	1 農業機械等の導入及びリース方式による対象機械 上記に準ずる機械化一貫体系に必要な機械、予冷库等の品質保持に必要な設備、かん水設備、暖房設備、換気設備、空調設備、菌床製造設備等の周年栽培の実施に必要な機械、土壌改良に必要な機械、単収向上に必要な機械、その他収益力の強化に必要な機械・設備、労働時間の削減・作業の省力化に必要な機械・設備、高温対策に必要な機械・設備 2 生産資材等の導入等 パイプハウス（栽培用、育苗用、培養用等）資材、収穫期を調整する栽培資材（支柱、被覆資材等）、効率的な栽培管理に必要な資材（栽培棚、栽培用ベット等）、簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

別紙 2

生産基盤強化対策（全国的な土づくりの展開の取組）に係る助成対象経費

本事業に係る助成対象は、交付等要綱の別記 2 の別紙 2 の I の 6 の (4) 及び別表 2 に記載されているもののうち本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみ対象とする。

助成対象経費	経費名	主な留意点
ア 土壌及び作物体の分析に必要な検体採取費用、分析費及び分析委託費	検体採取費用（旅費、役務費、備品費、消耗品費等）	・ 備品費は、実証において真にリース・レンタルを行うことが困難な場合に限り対象とし、取得価格は50万円未満のものに限るものとする。
	分析費	・ 事業を実施するために直接必要なものに限る。
	分析委託費	・ 事業を実施するために直接必要なものに限る。
イ 堆肥等の購入費、運搬費、保管費、及び散布費	購入費	・ ペレット堆肥については、原料となる堆肥の購入費に限る。なお、購入先等へ堆肥の換算率等を聞き取った上で原料となる堆肥の購入費を確認する。
	運搬費	・ 事業を実施するために直接必要なものに限る。
	保管費（保管場所の賃借料を含む）	・ 事業を実施するために直接必要なものに限る。
	散布費（散布機械のレンタル費、雇用労賃、作業委託費、機械燃料代等）	・ 散布機械のリース導入は不可。
ウ 堆肥等の実証的な活用に必要な調査及び指導経費	旅費、資料印刷費、会議費等	・ 事業を実施するために直接必要なものに限る。
エ ペレット堆肥の利用拡大に向けた栽培実証に係る掛かり増し経費	種苗代、肥料代（ペレット堆肥を除く）、ほ場借り上げ代、その他栽培実証に要する経費	・ 事業を実施するために直接必要なものに限る。

2 ペレット堆肥による実証に係る取組要件と交付単価等

対象作物	対象地域	堆肥の種類	10a当たり施用量	分析時期	分析項目、及び改善目標 ※改善目標とする分析項目は1つ以上を 選定する。	交付単価の上限 (円/10a)
水稻	県内一円	牛ふんを主体としたペレット堆肥	0.3 t 程度	＜土壌分析＞ ・実証前、及び実証後	＜土壌分析＞ ・pH 5.5～6.0 程度 ・可給態リン酸 10～20mg/100g 程度	35,000
		豚ふんを主体としたペレット堆肥	0.2 t 程度	＜栽培実証＞ ・実証中	＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（坪刈り等による収量・品質を地域標準と比較）	
大豆	県内一円	牛ふんを主体としたペレット堆肥	0.5 t 程度	＜土壌分析＞ ・実証前、及び実証後	＜土壌分析＞ ・pH 5.5～6.0 程度 ・EC 0.4～0.6 mS/cm 程度 ・可給態リン酸 10～20 mg/100g 程度	35,000
		豚ふんを主体としたペレット堆肥	0.2 t 程度	＜栽培実証＞ ・実証中	＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（坪刈り等による収量・品質を地域標準と比較）	
野菜 ・重点品目（えだまめ、ねぎ、アスパラガス、トマト、きゅうり、すいか） ・土づくり重要品目（タマネギ、にんにく）	果菜類（さや類含む） 葉・莖菜類 根菜類	県内一円	0.6～1.2 t 程度（但し、さや類は0.3～0.6 t）	＜土壌分析＞ ・実証前、及び実証後	＜土壌分析＞ ・pH 6.0～6.5 程度 ・EC 0.4～0.6 mS/cm 程度 ・可給態リン酸 10～40 mg/100g 程度	35,000
			0.3～0.6 t 程度	＜栽培実証＞ ・実証中	＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（10a単位当たり収量・品質を地域標準と比較）	
果樹 (りんご、なし、ぶどう、おうとう、もも)	りんご	・鹿角北秋田台地段丘地(黒ボク土) ・県南部扇状地及び河岸段丘地(黒ボク土) ・水田転換土 ・主要河川流域(褐色低地土) ・丘陵傾斜地(褐色森林土)	0.15 t 程度		＜土壌分析＞ ・pH 5.5～6.0 程度 ・可給態リン酸 10～25 mg/100g 程度 ＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（10a単位当たり収量・品質を地域標準と比較）	
	ぶどう	・鹿角北秋田台地段丘地(黒ボク土) ・県南部扇状地及び河岸段丘地(黒ボク土) ・水田転換土 ・主要河川流域(褐色低地土) ・丘陵傾斜地(褐色森林土) ・県中央部等沿岸地域(砂丘未熟土)	0.15 t 程度		＜土壌分析＞ ・pH 6.5～7.0 程度 ・可給態リン酸 20～60 mg/100g 程度 ＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（10a単位当たり収量・品質を地域標準と比較）	
	なし	・黒ボク土等	0.15 t 程度	＜土壌分析＞ ・実証前、及び実証後	＜土壌分析＞ 砂丘未熟土 ・pH 6.0～7.0 程度 ・可給態リン酸 20 mg/100g以上 黒ボク土等 ・pH 5.5～6.5 程度 ・可給態リン酸 20 mg/100g以上	35,000
		・県中央部等沿岸地域(砂丘未熟土)	0.5 t 程度	＜栽培実証＞ ・実証中	＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（10a単位当たり収量・品質を地域標準と比較）	
	おうとう	・県南部扇状地及び河岸段丘地(黒ボク土) ・水田転換土等 ・県南部等主要河川流域(褐色低地土) ・県南部丘陵傾斜地(褐色森林土)	0.3 t 程度		＜土壌分析＞ ・pH 5.5～6.0 程度 ・可給態リン酸 20 mg/100g以上 ＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（10a単位当たり収量・品質を地域標準と比較）	
			0.5 t 程度			
			0.6 t 程度			
	もも	・鹿角北秋田台地段丘地(黒ボク土) ・県南部扇状地及び河岸段丘地(黒ボク土) ・水田転換土等 ・県南部等主要河川流域(褐色低地土) ・県南部丘陵傾斜地(褐色森林土)	0.3 t 程度		＜土壌分析＞ ・pH 5.5～6.0 程度 ・可給態リン酸 20～50 mg/100g 程度 ＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（10a単位当たり収量・品質を地域標準と比較）	
			0.5 t 程度			
			0.6 t 程度			
花き (キク類、トルコギキョウ、ユリ類、リンドウ、ダリア)	露地栽培 (キク類、新テッポウユリ、リンドウ、ダリア) 施設栽培 (キク類、トルコギキョウ、ダリア)	県内一円	0.6～1.2 t	＜土壌分析＞ ・実証前、及び実証後	＜土壌分析＞ ・pH 6.0～6.5 程度 ・EC 0.4～0.6 mS/cm 程度 ・可給態リン酸 10～40 mg/100g 程度	35,000
			0.6～1.2 t	＜栽培実証＞ ・実証中	＜栽培実証＞ ・実施時期（実証中） ・分析項目（10a単位当たり収量・品質を地域標準と比較）	

※秋田県持続性の高い農業生産方式の導入に係る指針（平成25年11月作成）を参考の上、設定している。

※上記の基準は、継続的な土づくりが行われていない場合の施肥基準とする。

※当該ほ場における作物の生育状況、土壌診断、クロビラリドによる影響などの判断により、専門家の意見を元に堆肥の施用量を増減できるものとする。

※改善目標値における「程度」については、上限値については1.05を乗じ、下限値については0.95を乗ずるものとする。

別紙 4

産地生産基盤パワーアップ事業の事務の流れ

1-① 基金事業（うち整備事業）



凡例

- : 補助金交付関係の事務
- : 実施要領関係の事務

1-② 基金事業（うち整備事業）

※ 県農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定する場合

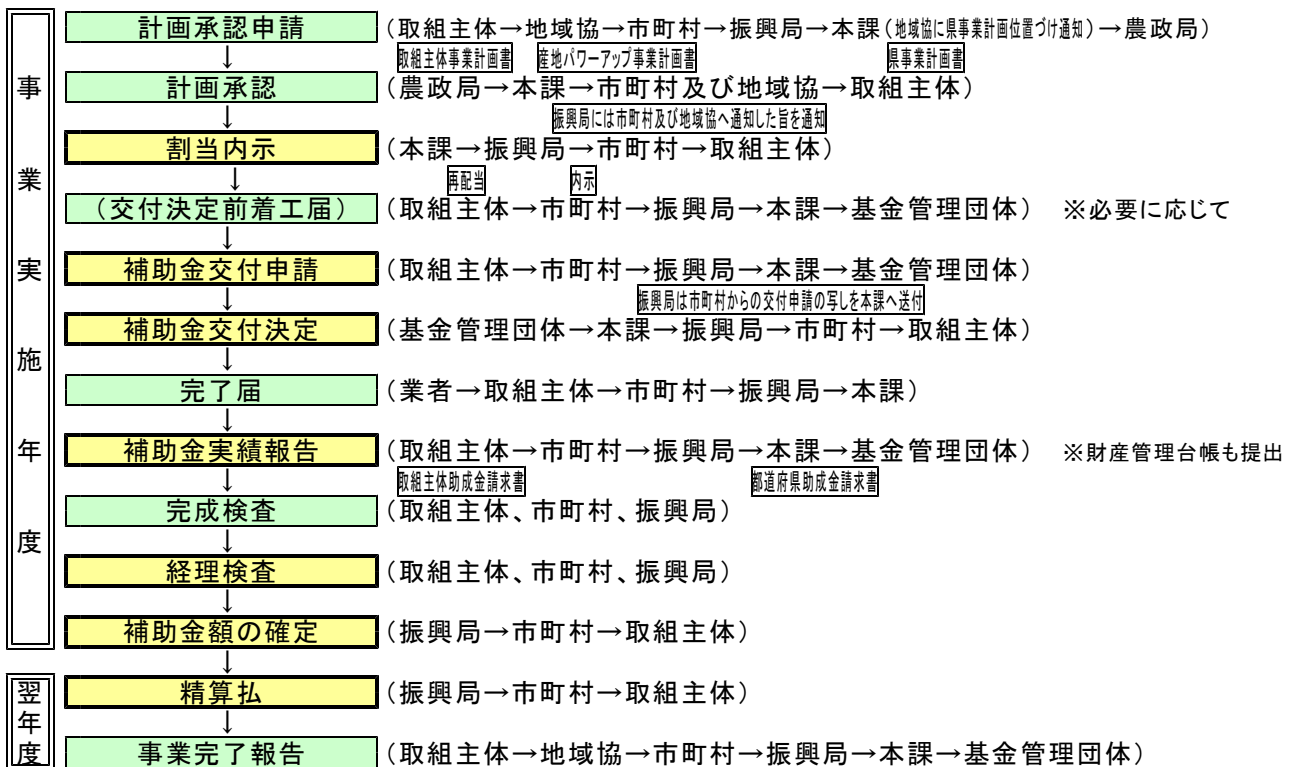


凡例

■ : 補助金交付関係の事務

□ : 実施要領関係の事務

2-① 基金事業（うち生産支援事業）

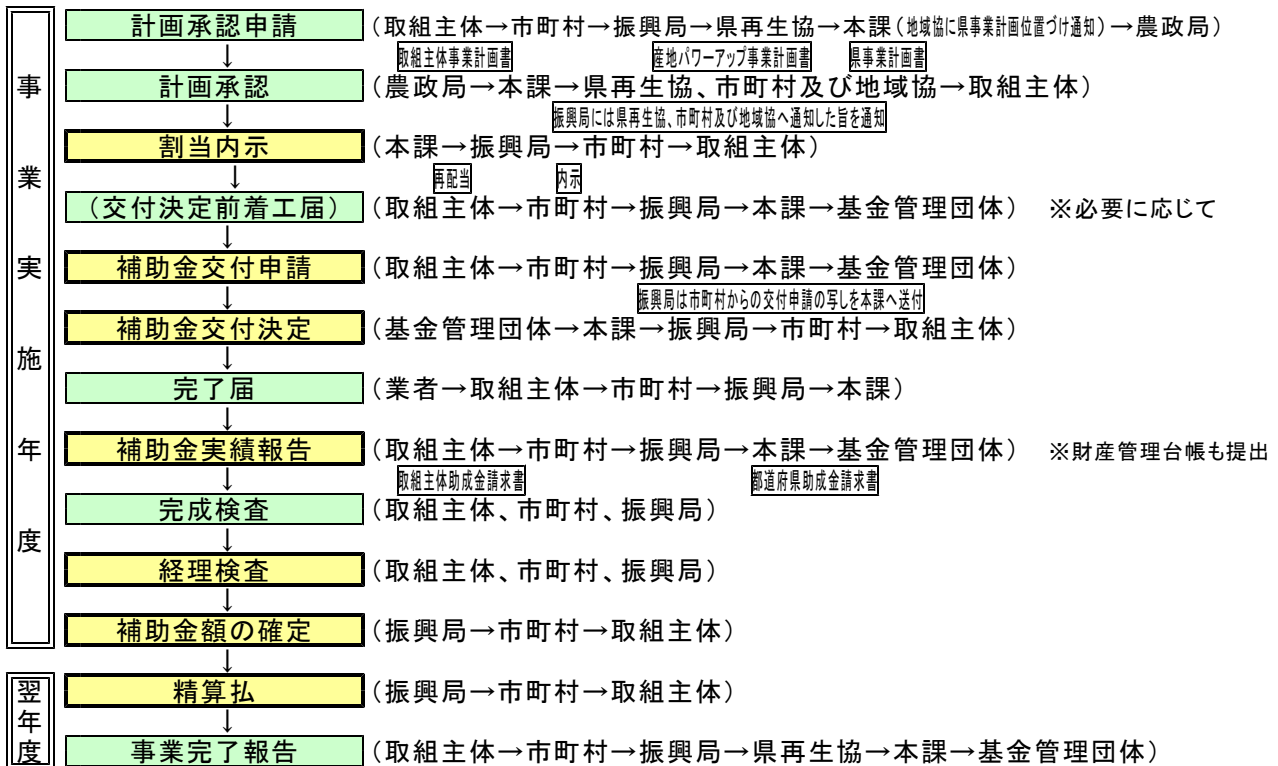


凡例

- : 補助金交付関係の事務
- : 実施要領関係の事務

2-② 基金事業（うち生産支援事業、全国的な土づくりの展開）

※ 県農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定する場合



凡例

■ : 補助金交付関係の事務

■ : 実施要領関係の事務

3-① 整備事業



凡例

- : 補助金交付関係の事務
- : 実施要領関係の事務

3-② 整備事業 ※ 県農業再生協議会が計画策定する場合



凡例

- : 補助金交付関係の事務
- : 実施要領関係の事務

4 各組織の役割分担

(1) 地域農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定する場合

各組織の役割分担は次のとおりとする。

組 織	実施事項
県（本庁）	(1) 県全体での事業実施の方向性を示す都道府県事業実施方針の作成 (2) 都道府県事業実施計画の作成 (3) 産地パワーアップ計画の優先順位付け・認定 (4) 基金管理団体に対する事業窓口 (5) 県農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査承認
県（地域振興局）	(1) 地域農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査承認 (2) 取組主体への補助金交付 (3) 事業の実施状況確認（進捗状況把握、施設の管理運営等） (4) 市町村、地域農業再生協議会に対する指導監督 等
市町村	(1) 地域農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査承認 (2) 取組主体への補助金交付 (3) 事業の実施状況確認（進捗状況把握、施設の管理運営等） (4) 地域農業再生協議会に対する指導監督（事業関係） (5) 取組主体事業計画に対する指導監督（補助金関係） 等
地域農業再生協議会	(1) 産地パワーアップ計画の作成 (2) 取組主体に対する指導監督（事業関係、効果増進事業は除く） (3) 産地パワーアップ計画の目標達成状況の評価 等 (4) 取組主体事業計画の審査承認
取組主体（農業者等）	(1) 取組主体計画の作成 (2) 取組主体事業計画の実行・評価 等 ※事業実施に当たっての主な条件 ① 契約に当たっての条件（一般競争入札等） ② 補助金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合） ③ 補助金の仕入れに係る消費税相当額の返納 ④ 財産の管理等 ⑤ 財産処分の制限 ⑥ 取組主体事業計画の評価 等

(2) 県農業再生協議会が産地パワーアップ計画を策定する場合

各組織の役割分担は次のとおりとする。

組 織	実施事項
県（本庁）	(1) 県全体での事業実施の方向性を示す都道府県事業実施方針の作成 (2) 都道府県事業実施計画の作成 (3) 取組主体計画の優先順位付け・認定 (4) 基金管理団体に対する事業窓口 (5) 県農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査承認
県（地域振興局）	(1) 取組主体事業計画の審査承認 (2) 取組主体への補助金交付 (3) 事業の実施状況確認（進捗状況把握、施設の管理運営等） (4) 市町村に対する指導監督 等
市町村	(1) 取組主体事業計画の審査承認 (2) 取組主体への補助金交付 (3) 事業の実施状況確認（進捗状況把握、施設の管理運営等） (4) 取組主体事業計画に対する指導監督（補助金関係） 等
県農業再生協議会	(1) 産地パワーアップ計画の作成 (2) 取組主体に対する指導監督（事業関係、効果増進事業は除く） (3) 産地パワーアップ計画の目標達成状況の評価 等 (4) 取組主体事業計画の審査承認
取組主体（農業者等）	(1) 取組主体計画の作成 (2) 取組主体事業計画の実行・評価 等 ※事業実施に当たっての主な条件 ① 契約に当たっての条件（一般競争入札又は適正価格の確認等） ② 補助金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合） ③ 補助金の仕入れに係る消費税相当額の返納 ④ 財産の管理等 ⑤ 財産処分の制限 ⑥ 取組主体事業計画の評価 等